

「青森県林地開発許可基準」新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
青森県林地開発許可基準 平成6年9月27日制定 平成15年4月11日一部改正 令和5年6月26日全部改正 令和8年4月17日一部改正 <u>令和8年 月 日一部改正</u> 前文（略） 第1 手続上の要件（規則第4条関係） 1～3 （略） 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。特に、<u>防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当てが可能であることや事業体としての信用があることが明らかであること。</u> 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1～9 （略） 10 仮設の防災施設等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、<u>全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかであり、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合のものに準じたものとなっていること。</u> 11 防災施設等の維持管理 (1) <u>開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が明らかであること。</u> (2) <u>開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法が明らかであること。</u> 第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係） 1～7 （略） 8 仮設の洪水調整池等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、<u>仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程にお</u>	青森県林地開発許可基準 平成6年9月27日制定 平成15年4月11日一部改正 令和5年6月26日全部改正 令和8年4月17日一部改正 前文（略） 第1 手続上の要件（規則第4条関係） 1～3 （略） 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。特に、<u>防災施設の整備に必要な資金の手当てが可能であることや事業体としての信用があることが明らかであること。</u> 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1～9 （略） 10 仮設防災施設の設置等 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、<u>全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかであり、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じたものとなっていること。</u> 11 防災施設の維持管理 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が<u>明らかであること。</u> （新設） 第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係） 1～7 （略） 8 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、<u>全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかであり、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じ</u>

いて具体的な箇所及び施行時期が明らかであり、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合のものに準じたものとなっていること。 9 <u>洪水調整池等の維持管理</u> (1) <u>開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が明らかであること。</u> (2) <u>開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法が明らかであること。</u> 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係） 1、2 （略） 3 <u>仮設の貯水池等の設置等</u> <u>開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかであり、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合のものに準じたものとなっていること。</u> 4 <u>貯水池等の維持管理</u> (1) <u>開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が明らかであること。</u> (2) <u>開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法が明らかであること。</u> 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）<u>において</u>、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。その考え方は、次に掲げるとおりであること。 (1)～(3) （略） 2、3 （略） 4 残置森林等の維持管理 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、<u>地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることを原則とする。</u> なお、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用される。	たものとなっていること。 9 <u>開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。</u> （新設） 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係） 1、2 （略） （新設） （新設） 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）<u>に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。その考え方は、次に掲げるとおりであること。</u> (1)～(3) （略） 2、3 （略） 4 残置森林等の維持管理 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、<u>当該残置森林等が所在する市町村との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることを原則とする。</u> なお、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用される。
--	---

第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について（略）

別記1 （略）

別記2 （略）

別記3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準について

1 （略）

2 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域における残置森林等の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記2によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</u> <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じな

る。

第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について（略）

別記1 （略）

別記2 （略）

別記3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準について

1 （略）

2 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記2によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

		<u>いようおおむね均等にこれを配置し、開 発行為に係る森林の区域の間やその周辺 部に十分な幅の残置森林を配置する。</u>	
<u>(注) 「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備 を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を 指すものとする。</u>			